

日常生活実態に関するアンケート（ヤングケアラー調査）について

1 趣 旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、関係機関等はヤングケアラーに対する必要な支援を早期かつ円滑に行い、以下の項目の対応をするとともに、必要な支援を継続的に行うよう努める必要があることが示されました。

- ① ヤングケアラーの状況を把握すること
 - ② 相互に連携を図るとともに、ヤングケアラー又はヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて、速やかに適切な関係機関等に誘導すること
 - ③ 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること
- ① については、市区町村において支援対象の把握を目的としたヤングケアラーの状況把握を定期的に実施することが重要であると明記されました。

2 ヤングケアラーとは

- 「本来大人が担うような家事や家族のケアを日常的に行い、家族を支えている 18 歳未満の子ども」とされています。
- 子どもが家事や家族の世話をすることは、「お手伝い」の一環であればごく普通のことと思われるかもしれませんが、子どもが担っている家事やお世話が、大きな責任や負担をかかえながら家族を支えている状況となっているかもしれません。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

3 ヤングケアラーが抱える問題

自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、睡眠が十分に取れない、と感じているなどの場合、子どもの生活、健康、学業などに影響が出てしまうこともあり、その後の人生に影響を及ぼす可能性があります。



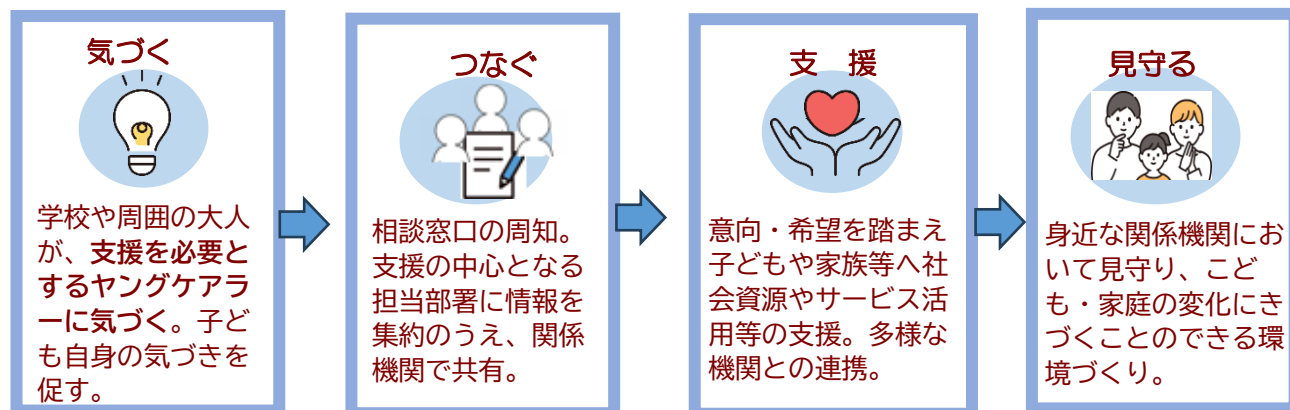
4 なぜ支援が必要なのか

「子どもや保護者に自覚がない」、「子どもが気を使い周囲に言い出せない」など「家庭内のデリケートな問題」であり「表面化がしづらい」ことが課題となります。そこで、子ども自ら気づき、相談できる環境づくりが、支援の入り口となります。

さらに、子どもや家庭への支援の必要性を確認した上で、子どもと家庭環境も含め支援を考えていく必要があります、学校、スクールソーシャルワーカー、行政、児童福祉関係、介護・障害関係機関等との連携が必要となります。

その支援のきっかけを探るために実態調査が必要です。

5 ヤングケアラー支援のフロー



6 調査の概要

対象：須坂市内小中学校在籍の児童・生徒（小学5年生～中学3年生）

調査方法：学校のタブレット端末等によるインターネット上での調査回答

※無記名での回答を基本。相談を希望する児童生徒には対象者を特定するため出席番号等を入力してもらい、必要に応じて相談など実施し、支援の必要性や手立てを検討します。

【スケジュール】

- (1) 子ども課から小中学校への依頼 7月15日
- (2) 教育委員会から対象児童・生徒の各家庭への依頼文書(テトル)の配布 8月中旬
- (3) 学校での児童・生徒の回答期間 8月24日(月)～ 9月25日(金)
- (4) 子ども課での調査結果まとめ 10月末
- (5) 相談希望がある児童・生徒の対応についての検討 11月中旬 or 12月中旬

しょうがっこう・ちゅうがっこう へ
小学校・中学校に通う皆さんへ

日常生活実態に関するアンケートのお願い

1 アンケートについて

- このアンケートは、あなたが家族の誰かのためにお世話をしているのか、ふだんの生活や、困っていることをお聞きし、どのような助けがあったほうがよいかを考えるために行います。
- アンケートに答えるかどうかはあなたの自由です。答えたくないと思ったり、答えにくいと思う質問には無理に答えなくてもかまいません。
- 名前を入力せずに行うので、他の人に知られることはありません。また、あなたの同意を得ず家族に連絡することはありませんので、安心して回答してください。
- このアンケートは、須坂市が行っています。みなさんの回答を参考にさせていただき、困っている人を助ける方法を考えていきます。ぜひ、ご協力をお願いします。
- 回答のしめきり 2026年9月25日（金）までに回答をお願いします。

2 回答のしかた

- タブレットで下にあるコードを読み取るかURLにアクセスして回答してください。
- 回答にかかる時間は、5～15分くらいです
- それぞれの質問について、当てはまる答えの番号を選ぶ、またはタブレットで入力してください。

調査
QRコード

https://

●相談したいと思ったら

いきなり誰かに相談するのって、勇気がいるよね。むずかしい時もあると思います。
そんな時は、学校の先生など、話しやすい身近な大人に伝えてみましょう。

市の相談窓口
QRコード

おも そうだんさき 主な相談先	でんわばんごう 電話番号
すざかしやくしょ こ ども 課 須坂市役所 子ども課	026-214-6061
じどうそだんじょそだんせんよう 児童相談所相談専用ダイヤル（24時間受付・通話料無料）	0120-189-783
24時間子ども SOS ダイヤル（24時間受付・通話料無料）	0120-0-78310

ヤングケアラーを知っていますか？

「ヤングケアラー」とは・・・ 本来大人が担うような家事や家族の世話など日常的におこなっている子どもを「ヤングケアラー」と言います



障がいや病気のある
家族に代わり、買い物・
料理・掃除・洗濯など
の家事をしている



家族に代わり、幼
いきょうだいの
世話をしている。



障がいや病気のある
きょうだいの世話や
見守りをしている。



目の離せない家族の
見守りや声かけなど
の気づかいをしてい
る。



日本語がうまく
話せない家族や障がい
のある家族のため通訳
をしている。



アルコール・薬物・
ギャンブル問題を
抱える家族に対処
している。



がん・難病・精神疾患
など慢性的な病気の
家族の看病をしている。



障がいや病気のある
家族の身の回りの
世話をしている。



障がいや病気のある
家族の入浴やトイレ
の介助をしている。

ヤングケアラーはふつうのこと？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが。

でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合
は、すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、
信頼できる相手に相談してみましょう。

厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

